

保護者様

令和 年 月 日

南魚沼市立三用小学校長

出席停止のお知らせ

お子さんのかかっていると思われる病気は、学校保健安全法により他の児童生徒にうつるおそれのある期間は出席停止となり、登校できません。(主な感染症の出席停止基準については、裏面をご覧ください。)

必ず医師の診断及び治療を受け、医師から登校の許可がおりましたら、下記の登校許可証明書を記入していただき、登校時に学校へ提出してください。

なお、出席停止になった期間は欠席の扱いとはいたしません。

主治医様

現在かかっている疾病が治癒、又は他の児童生徒にうつるおそれがなくなりましたら、下記の登校許可証明書を記入いただき、保護者・児童生徒に「登校してもよい」旨のご指導をお願いいたします。

----- き り と り せ ん -----

登 校 許 可 証 明 書

[学 校 名] 南魚沼市立三用小学校

[児童・生徒名] 年 組 氏名

[疾 病 名]

該当する疾病名
に、○をおつけ
ください。

- 1 麻疹
- 2 流行性耳下腺炎
- 3 風疹
- 4 水痘
- 5 咽頭結膜熱
- 6 流行性角結膜炎
- 7 溶連菌感染症
- 8 その他 ()

上記の病気は軽快し、他に感染のおそれがなくなったため、 月 日 より登校しても差し支えないものと認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名



(裏面)

主な感染症と出席停止の基準

疾 病 名	出 席 停 止 の 基 準
百 日 咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻 疹 (はしか)	発しんを伴う発熱が解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふく)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風 疹	発しんが消失するまで
水 痘 (水ぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
流行性角結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで
溶連菌感染症	適切な抗菌薬療法開始後、24 時間を経て全身状態が良くなるまで
マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良くなるまで
感染性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス等)	下痢、嘔吐症状が軽減した後、全身状態が良くなるまで
その他()	

学校長 様

年 組 番

児童生徒氏名

療養解除届

上記の者は、以下により療養等をしておりましたが、出席停止期間を経過しましたので本届を提出します。

該当に○	病名	出席停止期間の基準（①と②の両方を満たす）
	インフルエンザ	①発症した日を0日目として、6日目になっていること。 ②解熱（1日を通して平熱〔37.5℃未満〕に下がること）した日を0日目として、3日目になっていること。
	新型コロナウイルス感染症	①発症した日を0日目として、6日目になっていること。 ②解熱（1日を通して平熱〔37.5℃未満〕に下がること）及び症状軽快から2日目になっていること。 ※無症状の感染者の場合は検体採取日を0日目として、6日目になっていること

発症日	令和 年 月 日
解熱した日 *インフルエンザの場合に記入	令和 年 月 日
症状が軽快した日 *新型コロナウイルス感染症の場合に記入	令和 年 月 日
登校開始日	令和 年 月 日

令和 年 月 日

保護者氏名

保護者の方へ

- ・インフルエンザ及び新型コロナ感染症は、学校保健安全法施行規則により出席停止期間の基準が定められています。この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。（ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。）
- ・出席停止期間の数え方については裏面を参考にしてください。
- ・本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めないでください。
- ・療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。また、症状軽快の判断に迷う場合は医師に相談してください。

インフルエンザ出席停止期間の基準（早見表）

小学生以上		発症日	発 症 後						
		0 日 目	1 日 目	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目
	日付	/	/	/	/	/	/	/	/
	体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
例 1	発症後 1 日目に解熱した場合（最低基準）	発熱	解熱	解熱後 1 日 目	解熱後 2 日 目	発症後 4 日 目	発症後 5 日 目		
		出 席 停 止							登校 可能
例 2	発症後 2 日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日 目	解熱後 2 日 目	発症後 5 日 目		
		出 席 停 止							登校 可能
例 3	発症後 3 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日 目	解熱後 2 日 目		
		出 席 停 止							登校 可能
例 4	発症後 4 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日 目	解熱後 2 日 目	
		出 席 停 止							登校 可能

※解熱とは平熱（37.5℃未満）に下がることです。

※インフルエンザの発症とは一般的には発熱のことを指します。

解熱を確認した日はその期間に含まず、その翌日から解熱後1日目と算定します。

新型コロナウイルス出席停止期間の基準（早見表）

	小学生以上	発症日	発 症 後							
		0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
	日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
例 1	発症後 1 日目に解熱した場合（最低基準）	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目	発症後 5 日目			
		出 席 停 止							登校 可能	
例 2	発症後 5 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目		
		出 席 停 止								登校 可能

例 3	※インフルエンザも同時に陽性になった場合	発症日	発 症 後			
		発症後 5 日間以上経過、かつ症状軽快から 3 日目になっていること	6 日目	7 日目	8 日目	
		症状軽快までの日数により登校可能日は延長します				
		出 席 停 止		登校可能		